

記念貨幣の概要

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律(昭和62年法律第42号)〈抄〉
(太字・下線は事務局において付加。)

(貨幣の種類)

第五条 貨幣の種類は、五百円、百円、五十円、十円、五円及び一円の六種類とする。

- 2 国家的な記念事業として閣議の決定を経て発行する貨幣の種類は、前項に規定する貨幣の種類のほか、一万円、五千円及び千円の三種類とする。
- 3 前項に規定する国家的な記念事業として発行する貨幣（以下この項及び第十条第一項において「記念貨幣」という。）の発行枚数は、記念貨幣ごとに政令で定める。

(貨幣の素材等)

第六条 貨幣の素材、品位、量目及び形式は、政令で定める。

(造幣局による貨幣の販売)

第十条 造幣局は、次に掲げる貨幣であつて財務大臣が指定するものを販売するものとする。

- 一 その素材に貴金属を含む記念貨幣のうち、その製造に要する費用がその額面価格を超えるもの
 - 二 特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせた貨幣
- 2 前項の貨幣の販売価格は、当該貨幣の製造に要する費用及び当該貨幣の額面価格を下回らない範囲で、当該貨幣の発行枚数及び需要動向を勘案し、政令で定める。

利払費等の機械的試算
(インプライド・フォワード・レートを令和15年度まで加味した場合)

年度 (令和) (西暦)	利払費等 (億円)	(参考) 10年債金利 (%)
6 (2024)	98,300	1.9
7 (2025)	112,300	2.1
8 (2026)	133,200	2.3
9 (2027)	154,000	2.4
10 (2028)	174,900	2.5
11 (2029)	194,700	2.7
12 (2030)	214,100	2.9
13 (2031)	234,500	3.0
14 (2032)	255,900	3.1
15 (2033)	276,500	3.3

※「国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算」(令和6年2月)を前提として、令和6年度は予算における積算金利、令和7年度以降はインプライド・フォワード・レート(市場に織り込まれた金利の将来予想)を加味した金利により、利払費等を機械的に試算。

※利払費等は、10億の位を四捨五入。

【昭和59年】

7月11日 「租税特別措置法の一部を改正する法律案」 提出（議員立法）
※給与所得控除の最低控除額を55万円から57万円に引上げ。

7月20日 同法案 成立

【昭和60年】

1月25日 昭和59年度補正予算案 提出

2月13日 昭和59年度補正予算案 成立

合意書

自民党、公明党及び国民民主党は、以下に合意する。

- 一、いわゆる「103万円の壁」は、国民民主党の主張する178万円を目指して、来年から引き上げる。
- 一、いわゆる「ガソリンの暫定税率」は、廃止する。

上記の各項目の具体的な実施方法等については、引き続き関係者間で誠実に協議を進める。

令和6年12月11日

自由民主党	幹事長	森山 裕
公明党	幹事長	西田 実仁
国民民主党	幹事長	梶原 健也

本人の給与年収	100万	103万	106万	130万
住民税(所得割)	非課税	課税 ※単身者の場合		
所得税	非課税	課税		
厚生年金・健康保険の保険料		不要	負担 ※従業員50人超の企業に勤務等の場合	
国民年金・国民健康保険の保険料			配偶者の扶養に入っている場合は不要	負担

壁を越えても本人の手取りは減らない

**立憲民主党は
この「崖」に注目!**

「106万円の崖」(将来登れる「崖」)

本人の保険料負担で手取りが減るものの、事業主負担があるため、負担は相対的に低くなることに加え、将来受け取れる年金給付が増える等のメリットがある。

「130万円の崖」(本当の「崖」)

事業主負担がないため、本人の負担が相対的に大きいことに加え、保険料を支払っても将来受け取れる年金給付が増える等のメリットがない。

出典：立憲民主党 機関紙「立憲民主」号外（2024年11月29日発行）より
令和6年12月18日（水）衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

「年収の壁」への当面の対応策（「年収の壁・支援強化パッケージ」）概要

人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策（支援強化パッケージ）に取り組むこととし、早急に開始する。さらに、制度の見直しに取り組む。

106万円の壁への対応

◆キャリアアップ助成金 ※省令の改正が必要

キャリアアップ助成金のコースを新設し、短時間労働者が被用者保険（厚生年金保険・健康保険）の適用による手取り収入の減少を意識せず働くことができるよう、労働者の収入を増加させる取組を行った事業主に対して、労働者1人当たり最大50万円の支援を行う。なお、実施に当たり、支給申請の事務を簡素化。

労働者の収入を増加させる取組については、賃上げや所定労働時間の延長のほか、被用者保険適用に伴う保険料負担軽減のための手当（社会保険適用促進手当）として、支給する場合も対象とする。

◆社会保険適用促進手当

事業主が支給した社会保険適用促進手当については、適用に当たっての労使双方の保険料負担を軽減するため、新たに発生した本人負担分の保険料相当額を上限として被保険者の標準報酬の算定において考慮しない。

130万円の壁への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

被扶養者認定基準（年収130万円）について、労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による被扶養者認定の判断に際し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする。

配偶者手当への対応

◆企業の配偶者手当の見直しの促進

特に中小企業においても、配偶者手当の見直しが進むよう、

- (1) 見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表するとともに、
- (2) 中小企業団体等を通じて周知する。

上記のほか、設備投資等により事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業等に対する助成金（業務改善助成金）の活用も促進。

「130万円の壁」等を給付で埋める

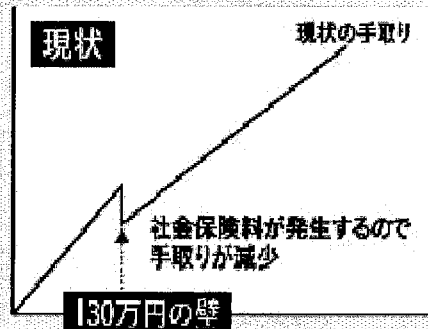
就労支援給付制度の導入に関する法律案

立憲民主党は法案を再提出しました。

※1回日の提出=2024年2月
※2回日の提出=2024年11月

年収130万円の壁

130万円を超えると
社会保険の扶養から
外れて手取りが下がる



130万円の
壁に直面する
人へ

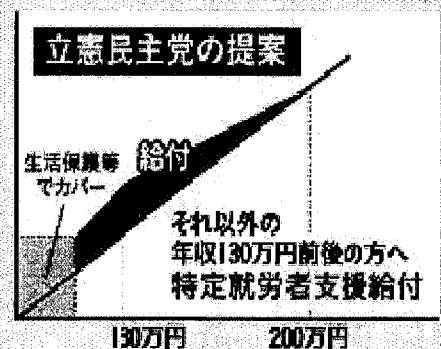
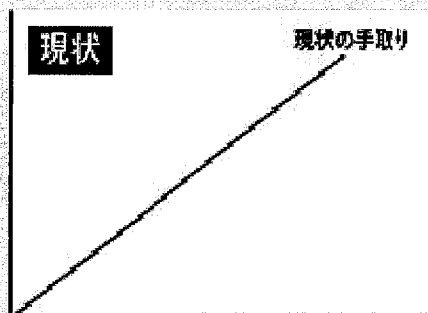
「就労促進支援給付」

◆配偶者の扶養家族である方が年収130万円を超えて働く場合、社会保険料の負担が生じて手取り収入が急激に減ってしまう「年収の壁」に直面します。この手取り減少分を埋めるため、「就労促進支援給付」として、年収が130万円を上回って200万円に達するまでの間、徐々に金額を減らしながら給付金を支給します。



年収のへこみ

年収がインボイスで
さらに減るし物価高で
生活が苦しい



それ以外の
年収130万円
前後の人へ

「特定就労者支援給付」

◆上記の給付対象者以外の方の「年収のへこみ」を埋めるため、国民年金や国民健康保険などの保険料を負担している年収130万円前後の方を対象に「特定就労者支援給付」を設けます。年収が130万円を上回る場合は、「就労促進支援給付」と同様の給付金を支給し、年収が130万円を下回る場合には、生活保護など福祉による支援が終わる手前の年収まで徐々に金額を減らしながら給付金を支給します。



る時間が五時間ぐらいというふうになってまいります。

そして、これから石破首相が掲げている二〇二〇年代千五百円ということになってまいりますと、五年後に百三十万円に達するのは、週約十七時間で達してしまう。すなわち、三十引く十七で十三時間は働き控えが生じてしまうということになってしまいうわけです。

これをどうやって働き控えを防ぐかということ、我々は考えた、それがパネルの四です。

三十時間働きたくても働けない、働いてもらいたくても働いてもらえない、この悩みを解消して人手不足を緩和していくためには、百三十万円の壁を越えて被用者に発生する国民年金、国民健康保険の保険料負担を給付で埋める、そして手取りを右肩上がりにする、こういう仕組みが必要ではないかと考えております。

総理の見解をお願いします。

○安住委員長 ちよつと、政府側の認識を少し聞きたいから。

では、厚労大臣が手を挙げていますので、手短に

○福岡国務大臣 御党の法案の取扱いについては国会で御議論いただくところで、先生はまた提案者でもいらつしやるので、内容についてまた詳細があれば教えていただきたいんですが、御提案いただいた法案だけを拝見させていただくと、実務上、相当程度煩雑になる、実務が煩雑になることを解決することが必要であることに加えまして、一部の方の保険料を公費で補填するということになりますから、社会保険制度が相互互助の考

え方を基盤としている中で、一部の方々の保険料を負担するということがいかにあるのかということ。また、事業主の保険料負担分は、医療や年金の給付を通じて労働者を支えることが事業主の責任であることから、そこに対してもどう考えるのか。また、公費の補填を受けずに保険料を支払っていらつしやる方もいらつしやいますから、その公平性をどうするのか。

そういった様々な課題があるというふうに承知して、法案上からは、慎重な検討が必要かというふうに承知しております。

○石破内閣総理大臣 今、厚労大臣からお答えをしたとおりなんですが、その部分を公費で補填するというのが、全体から見ても本筋にそれが公平なことなんでしょうか、そしてまた、その財源をどこに求めるのでしょうかということが問題としてあるんだろうと思っています。

確かに、そこを補填することによって楽になる方々もおられる、そこは認めます、そうだろうと思います。ただ、それが本筋にほかの人たちとの公平性でどうなのか、そこに幾らかかるのであり、その財源をどこに求めるかということの御提案をまた承らせていただきたいと考えます。

○階委員 まず、財源ということなんですが、我々の試算では約七千八百億円という財源です。国民民主党さんが百三十万円の壁を百七十八万円に引き上げると七、八兆円かかるということですから、その約十分の一。そして、なおかつ、我々の案というのは、先ほどのパネルも見ながら、両方見ていただきたいんですが、年収が上がっていくと、

公費による給付の額が減っていく仕組みになって、二百万のところまでゼロになる、こういう仕組みなんです。

ということは、最低賃金がこれからどんどん上がっていくということになりますと、給付の額は減る、給付の額が減り、なおかつ、それまで給付を受けた方が、年収が上がってきて、そして事業主の了解も得て正社員に変わって厚生年金をもらえるようになる、その人たちは自ら保険料も納めるということになってきます。

ですから、長い目で見ると、厚生年金の加入者が増えて、年金財政、あるいは組合健保の財政、健康保険の財政にも寄与するということになってくるわけです。

公平性ということもおっしゃいましたけれども、我々は、今百三十万円の壁の手前で逡巡している人たちだけではなくて、既に百三十万から二百万のゾーンにいる方々についても給付は行うということをおっしゃいます。それも含めて、トータルで財源は一兆円ぐらいで済むという試算も出しております。こういういろいろなところに配慮をした上で、我々も財政については考えているということをおっしゃりたいと思っています。

我々は、やはりこれからの時代、総理もおっしゃっていますけれども、何か先日の講演のビデオ、ユーチューブで拝見しました。お手元の資料の八ページぐらいにつけていただきたければ、私も、総理がこれから目指すという賃金格差の是正であるとか、非正規雇用の正規化の推進とか、女性のL字カーブの解消とか、そういったことにも

3号から1号、1号から2号への移行による保険料収入変化試算

A「国民年金第3号被保険者（健康保険の被扶養者）が国民年金第1号被保険者（国民健康保険の被保険者）に移行することによる保険料収入への影響」＝約1兆3178億円（1,317,777,028,631円）

B「国民年金第1号被保険者（国民健康保険の被保険者）が国民年金第2号被保険者（健康保険の被保険者）に移行することによる保険料収入への影響」＝約3721億円（372,051,773,350円）

年収		人数 (a)	保険料（2号は事業主負担を含む） (b)	3号から1号への移行による保険料収入 ((a) × (b))	1号から2号への移行による保険料収入の差 (② - ①)
30時間労働の被用者で 年収158万円の場合	①1号	3,336,476	368,960	1,231,026,184,960	372,051,773,350
	②同じ条件の2号	3,336,476	480,470	1,603,077,958,310	
フリーランス等で年収 165万円の場合	①1号	230,045	377,104	86,750,843,671	—

※ 国民健康保険の保険料は、2024年の渋谷区の保険料に基づく。

※ 2号の保険料は、協会けんぽの2024年の東京都の保険料額表に基づく（事業主負担分＋被保険者負担分）。

出典：階猛事務所作成資料

令和6年12月18日（水）衆議院 財務金融委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

補正予算 4割使われず

22年度 11.7兆円翌年度繰り越し

物価高対策などが盛り込まれた2022年度の補正予算32兆円のうち、4割近い11.7兆円が年度内に使われていなかったことが会計検査院などへの取材で分かった。当初予算で想定しなかった状況に対応する補正予算は、年度内の執行が原則だが、実現できていなかった。補正予算のつく事業の必要性に疑問の声が出ている。

石破政権は昨年度を上回る13.9兆円の24年度補正予算案を今国会に提出し、近く成立すると見込まれているが、野党は規模ありきと指摘する。補正予算は災害や経済危機などに対応する予算で、「特に緊要となった経費」が対象だ。コロナ禍前は数兆円規模だったが、近年は数十兆円規模に拡大。当初予算と合わ

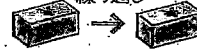
使われなかった補正予算

会計検査院への取材から

2022年度補正予算のついた

1285件を会計検査院が調べると……

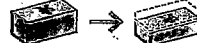
①金額が年度内に使われずそのまま繰り越し
197件
補正予算相当額
2127億円



②補正分を上回る繰り越し
355件
3.3兆円



③補正分も一部使われたが繰り越しあり
250件
8.2兆円



④繰り越しなし
483件



せて使われるため、補正分が実際にどのくらい使われたか分からなかったが、検査院は今回、22年度補正予算が配分された7107件の予算項目

項目を初めて全体的に調べた。同年度はコロナ禍後の物価高対策で30兆円台と巨額になった。

その結果、①197件(同0.9兆円)で補正予算で想定した事業が実施できず、補正相当分の2127億円が使われていなかった。②355件(同20.6兆円)で補正3.3兆円を上回る繰り越しが出て、その額は計8兆円だった。③250件(同20.2兆円)で

のうち、補正予算が配分された1285件(当初予算などと合わせ計109兆円)の執行率を分析。朝日新聞は検査院のデータを元にさらに調べた。

は補正分も一部使われたが、計8.2兆円が繰り越された。④483件(同67.3兆円)は繰り越しなかった。当初分からず執行したとすると①から補正分の未使用・繰り越しは計11.7兆円だった。

②の例では、農林水産省の「国産農産物生産基盤強化に関する補助金」(1256.6億円)には53.7億円の補正がついたが、その2倍近い102.1億円が翌年度に繰り越されていた。最終的には11.4億円が繰り越し後

も使えなかった。資源エネルギー庁の「エネルギー価格変動緩和対策事業費補助金」は補正予算6.1兆円だけで実施されたが、9割の5.5兆円が繰り越されていた。

白鷺大学の藤井亮二教授(財政学)は「国の予算の半分は借金。必要のない予算をつけることで規模が膨張し、財政規律の緩みにつながる。経済対策としても疑問で、生きたお金になるように補正予算の編成を検証する必要がある」と話す。

(座小田英史)